

綾東こども園 重要事項説明書

当園における教育・保育の提供の開始にあたり、貴方様に説明すべき内容は次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 綾東保育園
所 在 地	京都府綾部市十倉名畑町三ツ辻 7-2
電 話 番 号	(0773) 45-1488
代表者氏名	理事長 温 井 嘉 明

2 園の概要

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
名 称	綾東こども園
所 在 地	京都府綾部市十倉名畑町三ツ辻 7-2
連 絡 先	TEL (0773) 45-1488 FAX (0773) 45-1220
施 設 長 氏 名	園長 渡 邊 友 子
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする0歳～5歳の児童
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 15人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 40人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 25人
開 設 年 月 日	平成28年 4月
事 業 所 番 号	

3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき教育・保育を一体的に提供します。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。

- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。
- (3) 「園の主人公は子どもである」という一貫した基本認識に立ち、計画的でより質の高い教育・保育を目指します。
- (4) 地域に親しまれ開かれた園づくりを目指し、地域・他園・その他関係組織との交流連携を積極的に進めます。
- (5) 栄養士・調理師による栄養バランスのとれた給食を提供し、アレルギー除去食や離乳食にも対応します。

4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	3,620.0m ²
	園庭	550.0m ²
園舎	構造	木造瓦葺一部二階建
	延べ面積	610.8m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	0歳児～1歳児
ほふく室	1室	
保育室	4室	うさぎ組（2歳児クラス）、いぬ組（3歳児クラス）、ぱんだ組（4歳児クラス）、ぞう組（5歳児クラス）について各1室
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	
会議室・相談室		
職員室・保健室	1室	他に、便所、手・足洗い場、シャワー設備有

5 職員の配置状況

職種	員数	備考
園長	1	
副園長	1	
主幹保育教諭	2	
保育教諭	15	補助職員含む
栄養士	1	
調理師	4	調理員含む
事務員他	2	

※ 当園では、「京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例（平成18年12月28日京都府条例第46号）」に定める基準に基づき、教育・保育の提供に必要な職種について、基準の員数を上回る職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤 務 体 系
園 長	勤務時間帯（8：00～17：00）
副園長	勤務時間帯（8：00～17：00）
主幹保育教諭	勤務時間帯（8：00～17：00）
保育教諭	勤務時間帯（8：00～17：00）
保育教諭（補）	勤務時間帯（9：00～16：00）
栄養士	勤務時間帯（8：00～17：00）
調理師	勤務時間帯（8：00～17：00）
事務員	勤務時間帯（8：30～17：00）

※ ローターションにより各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 教育・保育を提供する日

開 園 日	月曜日～土曜日
-------	---------

但し、お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対 象 者	休 園 日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日及び盆（8月13日～16日）、年末年始（12月29日～1月4日） 園が定めた希望保育日
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び盆（8月13日～16日）、年末年始（12月29日～1月4日）
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

※ 休園日は、園の都合等により変更になることがあります。

7 教育・保育の提供時間

開園時間	月 曜 日 ~ 金 曜 日	7:00~19:00
	土 曜 日 (希望保育)	8:00~17:00

但し、お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認 定 区 分		教 育 ・ 保 育 時 間
1号認定子ども	教育標準時間 (概ね4時間)	8:00~16:00 (※注1)
2号・3号 認定子ども	保育標準時間 (最大11時間)	7:00~18:00 (※注2)
	保育短時間 (最大8時間)	8:00~16:00 (※注3)

(※注1) 給食・預かり保育の時間を含みます。

16時を超えて特別に保育が必要な場合は、時間外保育事業の利用をご相談ください(別途利用者負担が必要となります)。

(※注2) 7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

尚、7時から18時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で時間外保育を提供いたします。利用を希望される方は「利用申込書」を園に提出してください。(別途利用者負担が必要となります)

(※注3) 8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

尚、8時から16時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。利用を希望される方は「利用申込書」を園に提出してください。(別途利用者負担が必要となります)

8 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において教育・保育を提供します。

(2) 地域子育て支援事業の実施

未就園児を対象に、保護者と一緒に子育て支援等相談機能を提供します。

(3) 送 迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します。

但し、通園バスの送迎対象地域は、綾部市内一円を基本とします。

尚、通園バスを御利用の場合は、別途利用者負担が必要となります。

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、下表の時間帯に食事の提供を行います。

年 齢	午前間食	昼 食	午後間食	備 考
0歳児	9時30分頃	11時10分頃	15時15分頃	
1歳児	9時30分頃	11時10分頃	15時20分頃	
2歳児	9時50分頃	11時15分頃	15時30分頃	
3歳児		11時30分頃	15時40分頃	
4歳児		12時00分頃	15時00分頃	
5歳児		12時10分頃	15時00分頃	

※ 栄養士が献立を管理し調理師が食事を提供します。

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(5) その他

一時保育、預かり保育、時間外保育、放課後児童健全育成学級等を実施します。

9 利用者負担金

(1) 教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

（令和元年10月分より1号、2号認定児の保育料は原則無料とする。）

但し、月の途中で入退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。（利用者のみ対象の場合、別途申込みが必要となります。）

お支払方法については別途お知らせします。

10 利用契約の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医等

当園は、以下の医療機関及び弁護士等と嘱託・顧問契約を締結しています。

(1) 内科・外科

医療機関の名称	米谷外科・整形外科医院
医院長名	米谷博夫
所在地	綾部市田町13
電話番号	(0773) 42-0127

(2) 歯科

医療機関の名称	梅原歯科医院
医院長名	梅原一成
所在地	綾部市幸通10
電話番号	(0773) 42-3533

(3) 薬剤師

所属	綾部薬剤師会
薬剤師名	福井光子
所在地	綾部市本町8-101
電話番号	(0773) 42-0308

(4) 弁護士

所属	米澤弁護士事務所
氏名	米澤一喜
所在地	京都市中京区西方寺町168-1
電話番号	(075) 211-5489

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> • 窓口担当者 副園長 • ご利用時間 9:00 ~ 17:00 • 電話番号 (0773) 45-1488 F A X (0773) 45-1220 • E-mail ryoutou@ryoutou.jp <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 米澤弁護士事務所 E-mail ryoto@yonelaw.com
---------	--

14 非常災害時の対策

項 目	内 容
非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	防火建築物
防 災 設 備	<ul style="list-style-type: none"> • 自動火災報知機 有 • ガス漏れ報知機 有 • その他、カーテン・敷物・建具等の防災処理 有 • 誘 導 灯 有 • 非常警報装置 有
防 犯 設 備	<ul style="list-style-type: none"> • 監視カメラ 3台 • 電子錠付き玄関ドアホン 2台 • 防犯センサー 7台
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

15 当園における保険加入の種類・整備状況

契 約 者	種 類	内 容
綾東保育園	保育園総合保険	園児、職員、園の賠償
//	保育園賠償責任保険	施設、給食補償
//	災害共済給付契約	園児補償
//	普通傷害保険	職員補償
保護者様	園児総合保障制度	園児補償（任意）

16 虐待の防止のための措置に関する事項

園児の人権の擁護及び職員による虐待防止等のため、また虐待の周知のために以下の措置を講じています。

- (1) 責任者を設置し必要な体制を整備
- (2) 年に1回以上職員に対して虐待防止研修を実施
- (3) 虐待防止マニュアルの作成・運用

虐待防止責任者 園 長

17 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動・政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

18 その他当園利用に当たっての詳細は、別途お配りします「入園のしおり」をご覧ください。

別表

1 全員が対象となるもの

教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

項 目	内容、負担を求める理由・目的	金 額
衣服に係る経費	制服・帽子他	実際に要した経費（実費）
保育に係る諸費	教材・絵本、アルバム・DVD代 その他	実際に要した経費（実費）
特別行事費	交通費（電車・バス等）、入場料 その他に要する経費	実際に要した経費（実費）

2 該当者（利用者）のみ対象となるもの

(1) 1号認定児童に係る利用者負担金

ア 給食保育料

給食費 月 額 4,500 円

イ 預かり保育料

3 歳児 月 額 6,500 円

4 歳児以上 月 額 5,500 円

(2) 時間外保育に係る利用者負担金

ア 保育標準時間認定に係る時間外保育料

月 額 1,000 円 日 額（30 分当り） 100 円

イ 保育短時間認定に係る時間外保育料

月 額 1,000 円 日 額（18 時迄 60 分当り） 100 円
（18 時以降 30 分当り） 100 円

(3) 一時保育に係る利用者負担金

0 歳児 1 時間当り 400 円

1～2 歳児 1 時間当り 350 円

3 歳児 1 時間当り 300 円

4 歳児以上 1 時間当り 250 円

給食費 1 回当り 300 円

(4) 送迎用通園バス利用者負担金

月 額 3,000 円

※ 幼児教育・保育の無償化に伴い、2（1）1号認定児童に係る利用者負担金は、令和元年10月分より原則無料とする。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた時は領収証を交付いたします。

但し、預金口座振替の場合は発行しませんので、必要な方は申し出ください。